

所得税の基礎控除

——税制改正の論点と視点——

木 山 泰 嗣

はじめに

I 令和 7 年改正の内容

II 基礎控除の意義等

III 基礎控除の沿革

IV 論点の整理

V 検討

おわりに

はじめに

令和 7 年改正では¹⁾、いわゆる「103 万円の壁」が問題視され、所得税法及び租税特別措置法の改正がされた。実際には、何かの「壁」が問題になっていたわけではない。給与所得者の課税最低限（給与所得控除額の最低保障額 55 万円と、基礎控除の標準額 48 万円の合計額）であった 103 万円が、物価高に対応していないため、これを引き上げるべきではないかという議論であった。令和 7 年改正で、所得税法の定める各額は 10 万円ずつ引き上げられ、合計額は 20 万円引き上げられた。つまり、「壁」といわれた 103 万円は、123 万円になった。

もっとも、この問題を提起していた国民民主党は、最低賃金の平成 7 年（611 円）から令和 6 年（1055 円）の上昇率である 1.73% を乗じた 178 万円

1) 令和 7 年法律第 13 号。

に引き上げるべきと主張していた(令和 7 年 7 月の参議院選挙でも、維持された主張が公約に掲げられていた)。また、引き上げるべき対象について、同党は、給与所得控除額の最低保障額ではなく、基礎控除の標準額を念頭に置いていたようである。

国内の経済成長が停滞し続けていた「失われた 30 年」のもと、上記 103 万円は平成 7 年(1995 年)から同額のままであったが、令和 7 年改正でようやく額の引き上げがされる時代が訪れた。「名目ベースの経済成長が認められる主要諸外国に比して、この 30 年間の我が国の物価上昇率は 1.1 倍とほぼ横ばいで、平均賃金も変わっていない状況が続いた」ことが、「課税最低限(いわゆる 103 万円の壁)の固定化につながったとみてもよからう」との指摘もされている²⁾。物価上昇による生活費の高騰に伴い、基礎控除の標準額は、さらに引き上げるべきではないかという問題も残されている。平成 30 年改正で導入された基礎控除の所得制限についても、批判的な見解がそれなりにあり、これを撤廃すべきなのかという課題もある。

本稿は、問題の中心にある所得税の基礎控除について、今後検討されるべき税制改正の論点を挙げ、各論点にあり得る見解を整理し、あるべき方向性を示すことを試みる。

令和 7 年改正をみると、にわかに浮上した問題のようにもみえるが、『税法用語辞典』を紐解くと、「所得税における基礎控除は、扶養控除及び配偶者控除とあわせて課税最低限を意味し、税制改正の際に重要な検討事項とされる」と説明されている³⁾。「失われた 30 年」のまえには、経済成長が続いていた日本で、物価上昇に伴いその額が引き上げられ続けてきた沿革をみると、これは明確になる。本稿は、憲法 25 条 1 項が保障する生存権との関係も含めて重要な所得税の基礎控除について、あるべき姿を探ることを目的とする。

2) 酒井克彦「103 万円の壁を巡る議論の顛末」税研 41 巻 1 号(2025 年) 30 頁。

3) 岩崎政明＝平野嘉秋編『税法用語辞典〔10 訂版〕』(大蔵財務協会、2022 年) 165 頁。

I 令和 7 年改正の内容

1 令和 7 年改正後の基礎控除——本法の原則規定

所得税額の計算において、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額（以下「総所得金額等」という。）から控除される所得控除（所得税法 21 条 1 項 3 号）としての基礎控除（同法 86 条 2 項）は、令和 7 年改正後は、当該年分の合計所得金額が 2350 万円以下の場合に 58 万円が認められる（同条 1 項 1 号）。合計所得金額とは、純損失の繰越控除（同法 70 条）及び雑損失の繰越控除（同法 71 条）の規定を適用しないで計算した場合における、課税標準（同法 22 条）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう（同法 2 条 1 項 30 号イ（2））。

合計所得金額が 2350 万円を超えるとその額は逡減し、2500 万円を超えると消失する方式になっている（逡減消失控除方式と呼ばれるものであるが⁴⁾、本稿では「逡減消失方式」と呼ぶ）。この規定は、高所得者に対して、所得税の基礎控除の満額を認めない。したがって、現行法における基礎控除の標準額は、58 万円になる。所得税法の定める基礎控除の標準額は、平成 30 年改正前は、その年分の合計所得金額にかかわらず、1 人 38 万円であった。しかし、同改正後は、満額が認められる納税者と、これが認められない納税者に区別されている（この区別をした定めを、以下「基礎控除区別規定」という）。

令和 7 年改正後の基礎控除の逡減部分は、3 段階に分かれる。具体的には、①合計所得金額が 2350 万円を超え 2400 万円以下である場合の 48 万円（所得税法 86 条 1 項 2 号）、②合計所得金額が 2400 万円を超え 2450 万円以下である場合の 32 万円（同項 3 号）、③合計所得金額が 2450 万円を超え 2500 万円以下である場合の 16 万円（同項 4 号）である。そして、合計所得金額が 2500 万円を超える場合には、基礎控除はゼロになり消失する（消失部分）。

4) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021 年）211 頁参照。

令和 7 年改正によって具体的な額に変更があったのは、基礎控除の標準額に限られる。令和 7 年改正前は、基礎控除の標準額は 48 万円であった。しかし、コロナ下以降の物価高に対応するため、令和 7 年改正で基礎控除の標準額は 58 万円に引き上げられた。「物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しを行う」ものであったと説明されている⁵⁾。

この改正は、令和 7 年 12 月 1 日から施行され、令和 7 年分の所得税から適用される。以上は、所得税法の改正内容であり、本法の定める基礎控除の原則規定になる。

2 基礎控除の上乗せ特例——租税特別措置法の令和 7 年改正

令和 7 年改正には、国会で修正案として提出・可決された、租税特別措置法の改正による特例としての上乗せ部分の創設もある（基礎控除の上乗せ特例）⁶⁾。

具体的には、令和 7 年分以後においては、合計所得金額 655 万円（令和 9 年分以後は 132 万円）以下である場合の基礎控除の額は、所得税の上記規定にかかわらず、以下に定める額を加算した金額になる（租税特別措置法 41 条の 16 の 2）。その加算額は、①令和 7 年分及び令和 8 年分では、④合計所得金額が 132 万円以下の場合は 37 万円、⑤合計所得金額が 132 万円を超え 336 万円以下の場合は 30 万円、⑥合計所得金額が 336 万円を超え 489 万円以下の場合は 10 万円、⑦合計所得金額が 489 万円を超える場合は 5 万円となり（同条の 16 の 2 第 1 項 1 号）、②令和 9 年分以後は 37 万円である（同項 2 号）。

基礎控除の上乗せ特例は、「低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から……創設」されたと説明されている⁷⁾。

5) 自由民主党＝公明党「令和 7 年度税制改正大綱」（令和 6 年 12 月 20 日）2 頁。

6) 財務省 HP「基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設」参照。

この改正も、令和 7 年 12 月 1 日から施行され、令和 7 年分以降の所得税に適用される。この特例は、令和 7 年分及び令和 8 年分に上乗せされる時限立法である。ただし、合計所得金額 132 万円以下の者には、令和 9 年分以降にも上乗せが維持される定めになっている。そのため特例ではあるが、この部分の規定は、「恒久的措置」であると説明されている⁸⁾。

Ⅱ 基礎控除の意義等

1 基礎控除の意義

(1) 所得税の基礎控除

所得税の基礎控除は、その額については、所得税法に、上記Ⅰ．1 のように規定されている。これらの額を、基礎控除という（所得税法 86 条 2 項）。しかし、その内容をあらわした定義規定はない。

一般には、理論的な意味の所得（収入から経費の額を控除した残額である利益の額。総所得金額等。所得税法は、これを「課税標準」と定める〔同法 22 条 1 項〕。）から控除される所得控除のうち、基礎的な人的控除（基礎的な人的控除）であると説明されている⁹⁾。

所得控除とは、法令用語であり¹⁰⁾、所得税の課税標準としての総所得金額等から控除されるものである¹¹⁾。その内容は、納税者個人の支出であり、本来は消費に過ぎないものの、担税力を減殺する事情があることを考慮し、控除が認められている¹²⁾。別の表現では、「納税者の人的背景を考慮するための控除」などともいわれる¹³⁾。つまり、理論的な意味の所得を計算する

7) 自由民主党＝公明党「基礎控除の特例の創設について」（令和 7 年 2 月 28 日）。

8) 財務省・前掲注 6) 参照。

9) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 4 版〕』（弘文堂、2024 年）348 頁、谷口勢津夫『税法基本講義〔第 8 版〕』（弘文堂、2025 年）379 頁、増井良啓『租税法入門〔第 3 版〕』（有斐閣、2023 年）106 頁参照。

10) 増井・前掲注 9) 106 頁。

11) 水野忠恒『大系租税法〔第 5 版〕』（中央経済社、2024 年）321 頁参照。

12) 水野・前掲注 11) 321 頁参照。

13) 岡村忠生＝酒井貴子＝田中晶国『租税法〔第 4 版〕』（有斐閣、2023 年）57 頁

際に収入から控除される必要経費等とは異なり、家事費の性質を持つものなどを、やむを得ない担税力の減殺要因として控除するのが¹⁴⁾、所得控除になる。こうした所得控除は、「所得税に関する最も重要な構造上の問題の 1 つ」とされ、「立法論上も解釈論上も興味ぶかい問題を多く含んでいる」といわれる¹⁵⁾。

所得控除は、その性質から、人的控除と、その他のものに分かれる¹⁶⁾。このうち、人的控除は、「所得を得るための活動に要した支出ではないが、さりとて消費であるとは評価できない——または、すべきではない——純資産の減少について、納税者の課税所得の計算上、控除する（所得控除）、または、税額控除の対象とすることを指す、理論的な概念である」と説明される¹⁷⁾。人的控除は、「課税最低限の計算の基礎となるもの」で、憲法の規定としては、「14 条の平等条項、24 条の男女平等、さらに 25 条の生存権の保障がかかわってくる」とも、説明されている¹⁸⁾。人的控除は、「憲法 25 条の要請を受けて最低生活費を控除するために設けられている規定」といわれる¹⁹⁾。

人的控除には、基礎的な人的控除（所得税法 83 条－86 条）と、障害者控除などの特別な人的控除（同法 79 条－82 条）がある²⁰⁾。基礎的な人的控除には、基礎控除のほかに、配偶者控除や扶養控除もある²¹⁾。両者とともに、

〔岡村忠生執筆部分〕。

14) 谷口勢津夫＝一高龍司＝野一色直人＝木山泰嗣『基礎から学べる租税法〔第 4 版〕』（弘文堂、2025 年）142 頁〔谷口勢津夫執筆部分〕参照。

15) 金子宏「所得税における所得控除の研究」同『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、2010 年）545 頁〔初出、2003 年〕。

16) 増井・前掲注 9) 106 頁参照。

17) 瀧圭吾『租税法講義』（有斐閣、2024 年）239 頁。

18) 水野・前掲注 11) 331 頁。

19) 田中康男「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として—」税大論叢 48 号（2005 年）70 頁。

20) 増井・前掲注 9) 106 頁。

21) 佐藤・前掲注 9) 348 頁、谷口・前掲注 9) 379 頁、増田英敏『リーガルマインド租税法〔第 5 版〕』（成文堂、2019 年）139 頁参照。

基礎控除は、「一世帯の課税の最低限を決定する」ものである²²⁾。なかでも、特に重要で基本的なものが、基礎控除である²³⁾。配偶者の有無や扶養親族の有無にかかわらないこと、平成 30 年改正前までは、だれにでも 1 人必ず 38 万円の控除が認められる制度であったことが、その重要性の基礎にある（沿革は、Ⅲで後述する）。

その年分の合計所得金額によって、適用の有無及び額に差異を設けた平成 30 年改正においても、立法担当者の説明で、「基礎控除は、人的控除の中で最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものである〔下線は筆者〕」と説明されていた²⁴⁾。一方で、この改正は、「所得再分配機能の回復の観点」から²⁵⁾、基礎控除に所得制限を導入した。これは、所得控除が税額控除に比べて、税負担軽減効果の観点からみて、高額所得者に有利に働くと指摘されていたため²⁶⁾、この点を踏まえた改正であった。

所得税の基礎控除は、その位置づけや性質については、上記のように説明されているが、法令上その内容をあらわした定義はない。そこで、他の税法規定もみることにする。

(2) 税法上の基礎控除

他の税法規定をみると、相続税や贈与税にも、基礎控除の定めがある。

相続税では、相続税の総額を計算する場合に、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額から、3000 万円と 600 万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額との合計額が、「遺産に係る基礎控除額」として控除される（相続税法 15 条 1 項）。遺産に係る基礎控除は、「遺産全体に対する課税最低限を

22) 清永敬次『税法〔新装版第 4 刷〕』（ミネルヴァ書房、2014 年）114 頁参照。

23) 谷口・前掲注 9) 379 頁参照。

24) 田名後正範ほか（主税局税制第一課課長補佐）「所得税法等の改正」財務省 HP「平成 30 年度 税制改正の解説」89 頁。

25) 田名後・前掲注 24) 89 頁。

26) 清永・前掲注 22) 114 頁参照。

定めたもので」あり、「遺産に係る課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下であれば、被相続人から相続又は遺贈によつて財産を取得したすべての者について相続税は課税されないことになる」と、説明されている²⁷⁾。

贈与税では、課税価格から 60 万円が控除される(同法 21 条の 5)。この「基礎控除額は贈与税の課税最低限を定めるものであるという点においてもきわめて意義がある」とされる²⁸⁾。平成 13 年改正で特例が創設されたので、平成 13 年 1 月 1 日以後に贈与により財産を取得した者は、課税価格から 110 万円が控除される(租税特別措置法 70 条の 2 の 4 第 1 項前段。贈与税の基礎控除の特例)。これは、「昭和 50 年以来その水準が据え置かれてき」たことを前提に、「当面の措置として……昭和 50 年からの物価上昇の水準等を考慮して 110 万円に引き上げられ」たものである²⁹⁾。

遺産取得税としての相続税は、個人の得た所得に対する税金である所得税の補完税としての実質を持つ³⁰⁾。また、贈与税は、その相続税の補完税であると理解されている³¹⁾。これを前提に考えると、税法では、個人が得た所得に対する税金について³²⁾、基礎控除を定めているといえることができる。

前年の個人所得を基礎に課税される³³⁾、地方税としての個人住民税にも、

27) 武田昌輔監修『DHC コメンタール相続税法』(第一法規、1981 年〔加除式〕) 1302 頁。相続税の基礎控除は、昭和 63 年以降、バブル期の地価高騰等を理由に繰り返し引き上げられてきたが、地価下落後の状況を踏まえ、平成 25 年改正で、昭和 50 年代後半の水準に引き下げられた(同書 1303 の 3 頁参照)。

28) 武田・前掲注 27) 1711 頁。

29) 武田・前掲注 27) 1712 頁。

30) 金子・前掲注 4) 691 頁、谷口＝一高＝野一色＝木山・前掲注 14) 208 頁〔木山泰嗣執筆部分〕参照。

31) 金子・前掲注 4) 689-690 頁、谷口＝一高＝野一色＝木山・前掲注 14) 250 頁〔木山泰嗣執筆部分〕参照。

32) 最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁は、「相続……により取得するもの」や、「個人からの贈与により取得するもの」に、あらたな経済的価値の流入である「所得」と経済的に同一のものがあることを前提にしている。

33) 前年課税を現年課税にすべきかについては、渡辺徹也「所得税と個人住民税との関係―現年課税化および課税ベースの共通化を中心に」税研 30 卷 3 号(2014

基礎控除がある（地方税法 34 条 2 項、314 条の 2 第 2 項）。これは、「配偶者控除及び扶養控除とあわせて、納税者及びその扶養家族の最低生活費を課税外におくという趣旨」であるとされている³⁴⁾。個人住民税は、従前は所得税の所得控除がそのまま用いられていたが、昭和 36 年改正で、独自の控除項目と控除額を定める方式に転換された³⁵⁾。課税最低限の水準が所得税より低いことに対する批判もあるが、地域の実情に応じた工夫が必要との考えもある³⁶⁾。この点については、「課税最低限が高いと住民が当該地域の負担を分任するという趣旨が達成されないためである」と説明される³⁷⁾。一方で、負担分任や応益課税について、理論はともかく、「租税負担の配分基準としては必ずしも適当ではない」ことを指摘し³⁸⁾、また、「税収の減少は、その対策を別途考慮しうる問題であるし、負担分任は、法的な正当化根拠としては十分とはいえない」とする批判もある³⁹⁾。

いずれにしても、現行法の上記各税法規定が定める機能と効果から考えると、基礎控除は、個人が税負担をすることになる最低ラインを画した概念であるといえる。相続開始があり遺産を取得したとしても、基礎控除の額を超える遺産総額がなければ相続税の納税義務は生じないからである。また、当該暦年において基礎控除の額を超えない額の贈与を個人から受けた個人にも、贈与税の納税義務は生じない（前年分の所得が基礎控除の額を超えない場合の、住民税の所得割も同様である⁴⁰⁾。）からである。

年) 62 頁参照。

34) 自治省税務局編『住民税逐条解説』（地方財務協会、1996 年）304 頁。

35) 碓井光明『要説 地方税のしくみと法』（学陽書房、2001 年）104 頁参照。

36) 碓井・前掲注 35) 105-106 頁参照。

37) 中里実＝弘中聡浩＝測主吾＝伊藤剛志＝吉村政穂編『租税法概説〔第 4 版〕』（有斐閣、2021 年）147 頁〔浅妻章如執筆部分〕。

38) 田中治「個人所得課税改革のあり方」同『田中治 税法著作集 第 3 巻一 課税実体法の諸相と論点—所得課税』（清文社、2021 年）13 頁〔初出、2002 年〕参照。

39) 田中治「所得課税における人的控除制度のあり方」同・前掲注 38) 337 頁〔初出、2005 年〕。

40) 個人住民税には、均等割もある（地方税法 38 条、310 条）。これは、所得税と異なり、行政サービスの受益を考慮した応益課税の側面があることによる（中里

税法用語辞典にも、基礎控除とは、「税額計算に当たりすべての場合に、また、特別な手続を経ることなく課税標準額から控除される控除額の一種」のことであり、「免税点とともに課税最低限の決定に重要な意味をもつ」と説明されている⁴¹⁾。

(3) 所得税の基礎控除の意義

このような個人の所得に対する他の税法規定もあわせ考えると、所得税の基礎控除は、当該暦年において（国税通則法 15 条 2 項 1 号参照）、所得税の税負担を求めることを要しない、最低ラインを画したものであるといえる。

相続税は、被相続人の死亡による相続開始という事象が生じた場合にのみ生じる。また、贈与税は、個人から無償で財産を譲り受けることがあった場合にのみ生じる。そして、相続税と所得税、贈与税と所得税の二重課税を回避するために、「相続……により取得するもの」及び「個人からの贈与により取得するもの」については、所得税は課されない（所得税法 9 条 1 項 17 号）。こうした相続税と贈与税と異なり、生活をする糧として毎年稼得し続けることになる個人の所得全般を課税対象にする所得税の基礎控除は、生活のために欠かすことのできない生活費部分への課税を抑える側面があると理解するのが、自然である。

所得税の基礎控除は、憲法 25 条 1 項が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営むため、これに必要な生活費部分を含めた所得に対する課税を抑えるもので⁴²⁾、最低生活費非課税の原則のあらわれと理解されている⁴³⁾。この最低生活費非課税の原則については、「納税者本人およびその扶養親族が『健康で文化的な最低限度の生活』（憲 25 条 1 項）を営むうえ

＝弘中＝測＝伊藤＝吉村・前掲注 37) 147 頁〔浅妻章如執筆部分〕参照。

41) 岩崎＝平野・前掲注 3) 165 頁。

42) 金子・前掲注 4) 210 頁、佐藤・前掲注 9) 348 頁参照。

43) 谷口・前掲注 9) 378-379 頁。

で必要な支出（最低生活費）に充てられる所得は、担税力をもたないという考え方」と定義されている⁴⁴⁾。

これに対しては、生活保護法と異なり、所得税法には憲法 25 条 1 項が定める生存権保障のために基礎控除が定められた旨の明文規定がない（生活保護法 1 条参照⁴⁵⁾）ことを理由に、所得税額の計算における生活費の控除は、憲法上の要請ではないとする考え方もあり得る。しかし、そもそも、税法規定には、憲法の個別の条文が明示された規定はない。明文規定の有無で区別すれば、いずれの税法規定も、憲法の要請とは無関係と理解することになってしまう。よって、このような見解は妥当でないと思われる。

所得税法以外にも、国税徴収法の規定をみると、差押禁止財産として最低生活に配慮したものがある（同法 75 条 1 項 1 号、2 号、76 条参照⁴⁶⁾）。こうした規定の存在もあわせ考えると、最低生活費非課税の原則は、憲法 25 条 1 項の要請として、個人の所得に対する税法規定全般に求められると考えるのが、妥当である⁴⁷⁾。

一方で、所得税が課税されない最低ラインとしての意味を考える際には、日本に 6000 万人いる給与所得者については⁴⁸⁾、当該年分の収入金額に応じて控除額が定める給与所得控除額などもあわせて、課税最低限を構成すると考えられている⁴⁹⁾。

44) 谷口＝一高＝野一色＝木山・前掲注 14) 142 頁〔谷口勢津夫執筆部分〕。

45) 生活保護法 1 条には、「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定められている。

46) 吉国二郎＝荒井勇＝志場喜徳郎編『国税徴収法精解〔令和 6 年改訂〕』（大蔵財務協会、2024 年）596-597 頁、613 頁参照。

47) 木山泰嗣『ゼロからわかる日本の所得税制－103 万円の壁だけでない問題点』（光文社新書、2025 年）100-101 頁参照。

48) 国税庁長官官房企画課「令和 5 年分 民間給与実態統計調査－調査結果報告－」（令和 6 年 9 月）8 頁によれば、令和 5 年 12 月 31 日現在の給与所得者数は、6068 万人である。

49) 金子・前掲注 4) 213 頁、谷口・前掲注 9) 380-381 頁参照。

そこで、以下では、最低生活費非課税の原則と、給与所得控除額とあわせた課税最低限について、順に検討する。

2 最低生活費非課税の原則

所得税の基礎控除は、上記のとおり、生存権（憲法 25 条 1 項）保障のあらわれであり、最低生活費非課税の原則によるものであると説明されている。配偶者控除も、扶養控除も、個人が生活を営むために最低限かかる費用に課税を控えるものであるから、同様に最低生活費非課税の原則のあらわれであると考えられている⁵⁰⁾（憲法 13 条にも根拠があるとする見解もある⁵¹⁾）。具体的には、「生計内親族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分については、担税力を有しないという考慮から控除を認めるもの」といわれている⁵²⁾。また、基礎控除を含めた 3 つの人的控除は、「所得のうち本人やその家族の最低限度の生活維持に必要な所得は、課税対象となる担税力を構成しないという考え方を根拠に設けられたものである」という説明もある⁵³⁾。

「最低生活費を除く方法として最も合理的かつ簡素である」のが、所得控除であるともいわれる⁵⁴⁾。ここにいう「最低生活費」は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定める憲法 25 条 1 項の規定から、文字通り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための費用を意味する⁵⁵⁾。このように考えると、最低生活費は、「健康……的な生

50) 金子・前掲注 4) 209-210 頁、佐藤・前掲注 9) 348 頁、谷口・前掲注 9) 379 頁参照。

51) 上西左大信（聞き手）＝吉村典久（話し手）「個人所得課税の改正と今後の動向」税研 37 卷 3 号（2021 年）13 頁〔吉村典久発言部分〕参照。

52) 酒井克彦『スタートアップ租税法〔第 4 版〕—租税法学習の道しるべー』（財経詳報社、2021 年）71 頁。基礎控除の説明における担税力について、所得概念から検討するものに、奥谷健「所得税における基礎控除と担税力」同『市場所得と応能負担原則』（成文堂、2018 年）187-193 頁〔初出、2004 年〕参照。

53) 増田・前掲注 21) 139 頁。

54) 田中・前掲注 19) 35 頁。

55) 木山・前掲注 47) 98 頁参照。

活を営む」ための費用（健康生活費）と、「文化的な……生活を営む」ための費用（文化生活費）の2つがあることになる⁵⁶⁾。この内容をめぐる考え方は、Ⅳ．3 及Ⅴ．3 で検討する。

では、「非課税」の意味は、どのように理解すべきであろうか。所得税法の定める非課税所得（同法9条1項等参照）とは異なり現行法は、所得控除として、総所得金額等から一定額を控除することを認める（税額控除にすべきとの意見もある⁵⁷⁾）。仮に、そのような改正がされたとしても、形式的にみて非課税とされるわけではなく、税額計算の際になされる一定額の控除であることに変わりはない。なお、現行の所得法が定める基礎控除の問題点を検討する本稿は、議論の対象にしていないが、基礎控除を税額控除に移行する必要はなく、現行法の所得控除が妥当であると考え⁵⁸⁾。日税連の税制審議会も、「生存権を保障する憲法25条の要請からみると、個人の最低生活費部分は課税の対象外とする必要がある」から、「所得税制における基本的な控除としての基礎控除は、所得控除として存置する必要がある」と述べている⁵⁹⁾。そうすると、「非課税」とは、実質的に課税されないことを意味し、非課税規定を定めることが求められるわけではないこ

56) 木山・前掲注47) 118頁参照。

57) 岡村＝酒井＝田中・前掲注13) 58頁〔岡村忠生執筆部分〕参照。木村弘之亮『租税法総則』（成文堂、1998年）16頁は、「所得控除は必要度の原則に矛盾して高額所得者たる納税者に対し最大の財政的便益を付与する」として、所得控除から税額控除への移行を挙げる。

58) 所得税の基礎控除は、税額控除ではなく所得控除が妥当すると指摘するものとして、奥谷・前掲注52) 183頁、同「扶養にかかる人的控除と社会保険料負担—2005年1月11日連邦憲法裁判所判決の検討—」同・前掲注52) 222頁〔初出、2006年〕、図子善信『新税法理論—優しい税法—〔第2版〕』（成文堂、2025年）310頁等参照。基礎控除を税額控除にすることについて、これを置き換える理由が十分に説明されていないことや、人的控除への課税が禁止される課税権の制約原理を希薄化させることなどを指摘するものもある（田中治「個人所得課税における所得控除と税額控除—その仕組みをめぐる問題—」同・前掲注38) 344頁、347頁〔初出、2011年〕）。

59) 日本税理士会連合会 税制審議会「所得税における所得控除と税額控除のあり方について—平成21年度諮問に対する答申—」（平成22年3月17日）3頁。

となる。そもそも生活費は、所得から支出されるもので、非課税規定を定めて、収入金額に算入されることを排除する必要があるものではないからである(所得税法 9 条 1 項 4 号-7 号参照)。

また、「原則」については、平成 30 年改正前まで、当該年分の合計所得金額によって控除の有無や額に差異が生じない一律控除方式(定額控除方式)が⁶⁰⁾、採用されてきた。このことから考えると、当該年分の所得の多寡によって、生活費控除がされない者や控除される額が減少する者などを定める「例外」を許容する意味ではないと考えられる。つまり、ここにいる「原則」は、現実にかかる最低生活費の額の全額が控除されるわけではなく、立法府が定めた所定の額(標準額)のみが控除される意味と理解すべきであろう(最高裁平成元年判決参照⁶¹⁾)。

したがって、最低生活費非課税の原則は、現実にかかる最低生活費すべてに対する課税を控えることを求めるものではなく、国会が定めた合理的な標準額のみを課税対象としないものと考えられる⁶²⁾。平成 30 年改正によって導入された逡減消失方式は、このように考えると、憲法 25 条 1 項違反の可能性がある。この点は、Ⅳ. 2 及びⅤ. 2 で検討する。

こうした理解は、基礎控除の標準額が令和 7 年改正後でも 58 万円に過ぎず、同年改正前は 48 万円(さらには、平成 30 年改正前は 38 万円)であったことにも整合する。このような額では、平成及び令和時代の日本で 1 年の最低生活費を賄うことは困難だからである。

もっとも、所得税の課税最低限は、給与所得控除額とあわせてとらえられている⁶³⁾。たとえば、「所得税の課税最低限は、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始める給与収入の水準を示す指標のこと

60) 木山・前掲注 47) 171 頁、金子・前掲注 4) 211 頁参照。

61) 最判平成元年 2 月 7 日訟月 35 卷 6 号 1029 頁。

62) 木山・前掲注 47) 4 頁、102 頁、180 頁参照。

63) 新井隆一「給与所得課税・所得控除の問題点」木下和夫監修＝金子宏編『21 世紀を支える税制の論理 第 2 巻 所得税の理論と課題〔改訂版〕』(税務経理協会、1999 年) 124 頁参照。

である〔傍点は筆者〕⁶⁴⁾という説明がある⁶⁴⁾。この点が、所得税の基礎控除の性質をとらえ難くする要因になっている。このことは、給与所得控除額の性質についても、混乱をもたらす遠因になっていると思われる。

3 給与所得控除額と課税最低限

課税最低限は、一般に、「基礎控除、配偶者控除および扶養控除に標準的な社会保険料控除と給与所得控除の額を加えた金額」をいうとされる⁶⁵⁾。給与所得者が現実に関費の自己負担をすることは、少ないように思われる。勤務に必要な設備・備品等の諸経費は、勤務先（雇用主）が用意するのが通常だからである（最高裁昭和 60 年大法廷判決参照）。

こうした働き方（所得稼得の方法）による事実上の差異があることから、必要経費の実額控除を認める事業所得（所得税法 27 条 1 項、2 項）とは異なり、給与所得の金額計算においては、原則として収入金額から法所定の収入金額に応じた概算控除のみが認められている（同法 28 条 2 項、3 項）。

昭和 62 年改正で⁶⁶⁾、実額での控除を例外的に認める特定支出控除が創設され、現在に至る（同法 57 条の 2）。しかし、このような規定のなかった当時の両所得に関費控除の方法に差異を設けた当時の所得税法の規定は、法の下での平等に違反しないとされた（最高裁昭和 60 年大法廷判決）。最高裁昭和 60 年大法廷判決では、①給与所得者にも必要経費が観念できること、②給与所得控除額には必要経費の概算控除としての側面が大きな比重を占めることの 2 点が判示されている⁶⁷⁾。

64) 増井・前掲注 9) 110 頁。

65) 酒井・前掲注 52) 71 頁。

66) 昭和 62 年法律第 96 号。

67) 最大判昭和 60 年 3 月 27 日民集 39 卷 2 号 247 頁では、「給与所得についても収入金額を得るための必要経費の存在を観念し得る」こと、「給与所得控除には、給与所得者の勤務に伴う必要経費を概算的に控除するとの趣旨が含まれていること」、「給与所得に係る必要経費の控除のあり方が均衡のとれたものであるか否かを判断するについては、給与所得控除を専ら給与所得に係る必要経費の控除ととらえて事を論ずるのが相当である」ことが判示されている。

もっとも、現実の所得課税を考えると、基礎控除の標準額 (58 万円) に加え、多くの働き手には、給与所得者として法所定の概算控除もある。そこで、給与所得控除額 (最低保障額 65 万円) も加えた合計額 (123 万円) が、課税最低限を画するものと考えられている (いわゆる「103 万円の壁」問題⁶⁸⁾)。1 年でその額までの給与収入を得ても、所得税の納税義務が生じない結果をもたらすからである。

給与所得控除額の性質には、さまざまな見解がある⁶⁹⁾。①最高裁昭和 60 年大法廷判決が判示した経費の実額控除の側面のみととらえるか、②他の所得との負担調整の意味もあるととらえるのかにかかわらず (政府の税制調査会〔以下、単に「税制調査会」という。〕は、両者の意味があるとしてらえている⁷⁰⁾)、所得税の納税義務が生じる 1 年の課税最低限を画する要素に取り込まれている。

中長期の視点から所得課税の方向性を示してきた税制調査会の答申等の整理では、上記 2 点の意味のみで給与所得控除額をとらえている (具体的には、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の 2 つの性質を持つと整理されている⁷¹⁾)。

68) たとえば、中里＝弘中＝淵＝伊藤＝吉村・前掲注 37) 145 頁〔浅妻章如執筆部分〕には、「誰でも基礎控除により 48 万円までは課税されず (略)、さらに給与しか得ていない場合は給与所得控除 (略) の最低限が 55 万円であるので、 $48 + 55 = 103$ (万円) までは課税されない」と説明されている。

69) 給与所得控除額が存在理由を、(1) 4 つの諸点から説明するもの (①概算経費控除、②担税力の格差の是正、③捕捉率の格差の是正、④金利差の調整)、(2) 2 つの要素で成り立つと割り切るもの (概算経費控除と担税力の格差の是正)、(3) 全体を概算経費控除ととらえるもの、という 3 つに見解を整理するものに、田中治「給与所得課税の論点」同・前掲注 38) 256-257 頁〔初出、1998 年〕参照。(1) を四分類論、(2) を二分類論、(3) を単一論と呼ぶものに、谷口・前掲注 9) 300 頁参照。

70) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」(令和 5 年 6 月) 95 頁、税制調査会・基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理」(平成 17 年 6 月) 2 頁、税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成 14 年 6 月) 9 頁等参照。

71) 税制調査会・前掲注 70) (令和 5 年) 95 頁、同・前掲注 70) (平成 17 年) 2 頁、

そのため、現実の給与所得者の経費負担額はもっと少ないのではないかと⁷²⁾、平成 24 年改正で給与所得控除額に上限（当初の上限額は、給与収入が 1500 万円超の場合の 245 万円）が定められると⁷³⁾、以降、その上限額も引き下げる方向での改正がされ続けてきた。具体的には、平成 26 年改正によって⁷⁴⁾、平成 28 年分は 230 万円（給与収入 1200 万円超の場合）、平成 29 年分は 220 万円（給与収入 1000 万円超の場合）に上限額が引き下げられた。さらに、平成 30 年改正によって⁷⁵⁾、給与所得控除額の上限額は、給与収入が 850 万円超の場合の 195 万円に引き下げられた。

そうであれば、憲法 25 条 1 項が保障する生存権を実現するための最低生活費非課税の原則としての意義は、給与所得控除額にはないことになる。そして、最低生活費非課税の原則を担うのは、基礎的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除ということになる（配偶者特別控除、特定親族特別控除等も含まれ得る）。配偶者の有無や扶養親族の有無を問わず、所得を得る個人に必ず関係する基礎控除は、生活費控除を担うものとして、極めて重要な意義を持つことになる。この点については、「基礎控除は特に、納税義務者本人の生存を保障するもの」なので、「現代の租税国家の性格から捉えた場合にも、保障されなければならない」ことや⁷⁶⁾、「基礎的な人的控除のあり方としては、基礎控除によって最低生活費非課税の原則の要請を満たすべきである」ことなどが⁷⁷⁾、指摘されている。

このことは、次にみる基礎控除の沿革からもうかがえる。

同・前掲注 70) (平成 14 年) 9 頁等参照。

72) 櫻井淳（主税局税制第一課課長補佐）「所得税法（給与所得控除の上限設定）の改正」財務省 HP「平成 24 年度 税制改正の解説」250 頁参照。

73) 平成 24 年法律第 16 号。

74) 平成 26 年法律第 10 号。

75) 平成 30 年法律第 7 号。

76) 奥谷・前掲注 52) 164 頁。

77) 谷口・前掲注 9) 379 頁。同書は、これを「基礎控除中心主義」と呼ぶ（同頁）。

Ⅲ 基礎控除の沿革

1 免税点方式の時代

ここで、簡単に、所得税の基礎控除の沿革を整理する。

明治 20 年に創設された所得税法では⁷⁸⁾、所得金高 300 円未満の者に所得税を課さない免税点方式が採られていた⁷⁹⁾。免税点方式とは、「所得が一定額以下の場合に所得税を課さないというルール」である⁸⁰⁾。明治 32 年改正では⁸¹⁾、所得が 3 種類に分類され、第 3 種所得（公債、社債に係る利子所得以外の個人の所得）の免税点が 300 円とされていた⁸²⁾。（ただし、当時は、「課税最低限」と呼ばれていた⁸³⁾）。この免税点は、大正 2 年に 400 円に、大正 7 年に 500 円に、大正 9 年に 800 円に、大正 15 年に 1200 円に引き上げられた⁸⁴⁾。

昭和 15 年改正では⁸⁵⁾、総合所得税（超過累進税率によるもの）の免税点が 5000 円とされた⁸⁶⁾。同年改正で、分類所得税のうち、勤労所得や事業所得などの一部で初めて設けられたのが、基礎控除になる⁸⁷⁾。基礎控除は、第 3 種所得税の免税点の代替措置として導入された⁸⁸⁾。この基礎控除は、徴税上の便宜や、少額所得者の負担緩和のために定められたものであった⁸⁹⁾。また、分類所得税のみに認められた基礎控除なので、現在の基礎控

78) 明治 20 年勅令第 5 号。

79) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』（第一法規、1983 年〔加除式〕）4962 頁参照。

80) 増井・前掲注 9) 106 頁。

81) 明治 37 年法律第 3 号。

82) 武田・前掲注 79) 4962 頁参照。

83) 谷口勢津夫「人的控除」同『税法創造論—税法における法創造と創造的研究—』（清文社、2022 年）557 頁〔初出、2009 年〕参照。

84) 武田・前掲注 79) 4962 頁参照。

85) 昭和 15 年法律第 24 号。

86) 武田・前掲注 79) 4962 頁参照。

87) 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6 訂版〕』（大蔵財務協会、2019 年）1222 頁、高橋祐介「親族関係と人的控除」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018 年）544 頁参照。

88) 谷口・前掲注 83) 560 頁参照。

除とは、「性格を異にする」といわれている⁹⁰⁾。

2 一律控除方式の時代

昭和 22 年に行われた所得税法の全文改正で⁹¹⁾、免税点方式は基礎控除に改められた⁹²⁾。分類所得税の廃止に伴い、従前は分類所得税では所得の種類ごとに異なっていた基礎控除の額が、4800 円に統一された⁹³⁾。

昭和 23 年改正で 1 万 5000 円に引き上げられた基礎控除の額は⁹⁴⁾、シャープ勧告に基づく昭和 25 年改正で⁹⁵⁾、2 万 5000 円に引き上げられた⁹⁶⁾。以後、昭和 26 年改正で 3 万円に⁹⁷⁾、昭和 27 年改正で 5 万円に⁹⁸⁾、昭和 28 年改正で 6 万円に⁹⁹⁾、昭和 29 年改正で 7 万円に¹⁰⁰⁾、昭和 30 年改正で 8 万円に¹⁰¹⁾、昭和 32 年改正で 9 万円に¹⁰²⁾、昭和 37 年改正で 10 万円に¹⁰³⁾、昭和 38 年改正で 11 万円に¹⁰⁴⁾、昭和 39 年改正で 12 万円に¹⁰⁵⁾、引き上げられた¹⁰⁶⁾。

昭和 40 年に行われた所得税法の全文改正で¹⁰⁷⁾、13 万円に引き上げられ

89) 高橋・前掲注 87) 544 頁、田中・前掲注 19) 17 頁参照。

90) 谷口・前掲注 83) 561 頁参照。

91) 昭和 22 年法律第 27 号。

92) 増井・前掲注 9) 106 頁参照。

93) 武田・前掲注 79) 4963 頁参照。

94) 昭和 23 年法律第 107 号。

95) 昭和 25 年法律第 71 号。

96) 武田・前掲注 79) 4963 頁参照。

97) 昭和 26 年法律第 63 号。

98) 昭和 27 年法律第 53 号。

99) 昭和 28 年法律第 173 号。

100) 昭和 29 年法律第 52 号。

101) 昭和 30 年法律第 34 号。

102) 昭和 32 年法律第 27 号。

103) 昭和 37 年法律第 44 号。

104) 昭和 38 年法律第 66 号。

105) 昭和 39 年法律第 20 号。

106) 武田・前掲注 79) 4963-4964 頁参照。

107) 昭和 40 年法律第 33 号。

た基礎控除の額は、昭和 41 年改正で 14 万円に¹⁰⁸⁾、昭和 42 年改正で 15 万円に¹⁰⁹⁾、昭和 43 年改正で 16 万円に¹¹⁰⁾、昭和 44 年改正で 17 万円に¹¹¹⁾、昭和 45 年改正で 18 万円に¹¹²⁾、昭和 46 年改正 (当初) では 19 万円に¹¹³⁾、さらに同一年内の改正で 20 万円に¹¹⁴⁾、昭和 48 年改正で 21 万円に¹¹⁵⁾、昭和 49 年改正で 24 万円に¹¹⁶⁾、昭和 50 年改正で 26 万円に¹¹⁷⁾、昭和 52 年改正で 29 万円に¹¹⁸⁾、昭和 59 年改正で 33 万円に¹¹⁹⁾、引き上げられた¹²⁰⁾。

このように、基礎控除の額が毎年のように引き上げられ続けてきたのは、物価上昇に対応するためのものであり、経済成長が続いてきた証であったともいえるであろう。

昭和 63 年 12 月の消費税導入に伴う所得税の減税措置として¹²¹⁾、基礎控除の額は 35 万円に引き上げられ、平成 6 年 12 月改正では¹²²⁾、38 万円に引き上げられた¹²³⁾。この改正により、翌年である平成 7 年分から、長らく、基礎控除の額は 38 万円で固定されることになる。

3 遞減消失方式の時代

平成 30 年改正では、働き方の多様化の観点から給与所得控除額の最低

108) 昭和 41 年法律第 31 号。

109) 昭和 42 年法律第 20 号。

110) 昭和 43 年法律第 21 号。

111) 昭和 44 年法律第 14 号。

112) 昭和 45 年法律第 36 号。

113) 昭和 46 年法律第 18 号。

114) 昭和 46 年法律第 113 号。

115) 昭和 48 年法律第 8 号。

116) 昭和 49 年法律第 15 号。

117) 昭和 50 年法律第 13 号。

118) 昭和 52 年法律第 14 号。

119) 昭和 59 年法律第 5 号。

120) 武田・前掲注 79) 4964 頁参照。

121) 昭和 63 年法律第 109 号。

122) 平成 6 年法律第 109 号。

123) 武田・前掲注 79) 4964 頁参照。

保障額を 65 万円から 55 万円に引き下げたことなどに伴い、基礎控除の額は 38 万円から 48 万円に引き上げられた。これは、物価上昇に伴うものではなく、給与所得控除額の減額分の振替措置であった¹²⁴⁾。

この改正で、所得にかかわらず一律の標準額を設定していた方式（一律控除方式）は見直され、当該年分の所得の額が一定額を超えると、基礎控除の額が逡減・消失する方式（逡減消失方式）に変更された。これは、「累進税率の下で、定額の所得控除は、高所得者に有利である」といった指摘があったことに¹²⁵⁾、応えたものである。

4 小括

このような沿革からわかることは、所得税の基礎控除は、だれでも所定額（立法で定められた標準額）の控除が認められる方式が、一貫して採用されてきたことである。免税点方式の時代も、分類所得税のあった時代も、所得によって課税されない額が異なる方式が採られることはなかった。

創設当初にどのような目的を持っていたかを議論するものもあるが、この沿革をみる限り、現在の所得税法の定める基礎控除が、長年にわたりどのような役割を担ってきたかの方が重要である。所得税の基礎控除は、平成 30 年改正前までは、所得者全員に同額を控除する方式を採用し、かつ、物価高に応じた額の引き上げを行い続けてきたからである。

現行法が採用する所得制限による逡減消失方式は、所得税の基礎控除の長い歴史のなかで、平成 30 年改正から突如導入されたものに過ぎない。高所得者に有利に働く所得控除の是正であることからか、特に異論や問題点を指摘することなく説明をするテキストもあるが、最低生活費非課税の原則との関係から疑問や問題点を指摘するものもある。たとえば、「高額所得

124) 財務省「平成 30 年度税制改正」（平成 30 年 4 月）3 頁参照。振替の問題を指摘するものとして、吉村典久「税制改正大綱を評価する—個人所得課税—」税研 34 巻 1 号（2018 年）45 頁参照。

125) 増井・前掲注 9) 106 頁。

者に対する所得再分配機能を強化するとの理由によるようであるが、基礎控除が誰もが生存のために必要な消費を所得から減額する意味からは、改悪と言えよう」と述べるもの¹²⁶⁾、「最低生活費非課税の原則に照らして、その当否が租税理論上も憲法上も再検討されるべきである」と述べるもの¹²⁷⁾、などがある。

筆者も、所得税法入門書で、「だれにでも必要な最低生活費がいくらであるかについても、もちろん議論がなされるべきだと思います。いずれせよ、その金額は人(その人の収入)により異なるものではなく、一律に所得控除の対象にされるべきではないでしょうか。」と、述べている¹²⁸⁾。ほかにも、「高額所得者においても、保障されるべき最低生活費は、当然あり得る」として、「基礎控除が消失控除になったこと、特に、高額所得者について基礎控除がなくなったことは大変残念なこと」とコメントされたインタビュー記事もある¹²⁹⁾。

IV 論点の整理

1 論点①

所得税法の基礎控除には、物価変動により生活費の支出額が上昇している場合に、これを放置してよいのかという問題が、不可避免的に生じ得る。

これは、基礎控除の標準額の適正化の問題といえる¹³⁰⁾。この問題については、上記のとおり、令和 7 年改正がなされ、基礎控除の標準額が 48 万円から 58 万円に引き上げられた。ただし、物価上昇に対応した適正額といえるのかという問題は、まだ残されている。

126) 関子・前掲注 58) 305 頁等参照。

127) 谷口・前掲注 9) 380 頁参照。

128) 木山泰嗣『教養としての「所得税法」入門』(日本実業出版社、2018 年) 346 頁。

129) 上西＝吉村・前掲注 51)〔吉村典久発言部分〕14 頁。別稿には「低所得者にも高所得者にも等しく基礎控除は保障されなければならない」と述べられている(吉村・前掲注 124) 46 頁)。

130) 木山・前掲注 47) 4 頁。

103 万円の壁（年収の壁。基礎控除等）を 178 万円に引き上げるとの国民民主党の主張は¹³¹⁾、令和 7 年度税制改正大綱が公表されるまえになされた 3 党合意（自民党・公明党・国民民主党の幹事長によるもの。その内容は、このあと引用する令和 7 年度税制大綱を参照。）に反映されていた。

具体的には、給与所得控除額の最低保障額 55 万円と基礎控除の標準額 48 万円の合計額である 103 万円を「壁」と銘打つもので（いずれも令和 7 年改正前の額）、給与所得控除額の最低保障額を引き上げるべきとの具体的な主張はない。同党代表の動画には、「基礎控除だけで 75 万円上げるべきと主張している」旨の解説があるため¹³²⁾、給与所得控除額は維持したまま、基礎控除の額を引き上げるべきとの主張であったと思われる。つまり、基礎控除の標準額は、「48 万円＋75 万円」または「178 万円－55 万円」により計算される 123 万円が妥当であると主張していた政党が、令和 7 年改正前にあったことになる。

令和 7 年度税制改正大綱には、「衆議院における令和 6 年度補正予算の採決に当たり、令和 6 年 12 月 11 日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。」として、「一、いわゆる『103 万円の壁』は、国民民主党の主張する 178 万円を目指して、来年から引き上げる」ことなどが引用され、政権与党である「自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく」と明記されている¹³³⁾。また、基礎控除の特例を創設する修正案を説明した資料にも、「政党間協議については、引き続き、昨年 12 月 11 日の 3 党幹事長間の合意も踏まえ、誠実に対応していく」と記載されている¹³⁴⁾。

現在も残るこの問題は、令和 7 年度税制大綱に基づき提出された税制改

131) 国民民主党「令和 7 年度税制改革と財源についての考え方」（令和 6 年 12 月 24 日）5 頁参照。

132) 「年収 103 万円の壁の引き上げ 123 万円だとショボい！ その理由とは 玉木雄一郎が解説」YouTube たまきチャンネル参照。

133) 自由民主党＝公明党・前掲注 5) 3-4 頁。

134) 自由民主党＝公明党・前掲注 7)。

正法案に対する修正案として国会に提出・可決された租税特別措置法による上乗せ部分も含めた、令和 7 年改正の妥当性の問題といえる（論点①）。

2 論点②

所得税の基礎控除には、平成 30 年改正で令和 2 年分から適用された、通減消失方式による所得制限がある。現行法では、合計所得金額に応じて、2350 万円までは全額（58 万円）の控除が認められるが、2350 万円を超えると控除額が徐々に減少し、2500 万円を超えると控除額がゼロになる（I. 1 参照）。

一律控除方式をやめて、このような通減消失方式を採用したのは、「高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか等の指摘があ」ったことに加え¹³⁵⁾、「基礎控除の通減、消失となる合計所得金額の水準については、所得再分配機能の回復の観点を踏まえ」たものであった¹³⁶⁾。同時に、「基礎控除が最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものであることを総合的に勘案」することで、「合計所得金額 2400 万円超から通減し、2500 万円超で消失する仕組みとすることとされた」ものであったことが¹³⁷⁾、平成 30 年改正の立法担当者により説明されている（額は当時のもの）。

しかし、当該年分の個人の所得がいくらであるかによって、基礎控除額が変わる仕組みは、その年分の所得により基礎控除額を差別する結果をもたらす。この点で、平成 30 年改正で導入された通減消失方式による所得制限を定めた基礎控除区別規定は、法の下での平等（憲法 14 条 1 項）に反するのではないかという問題が生じる。

もちろん、合理性のある区別は、相対的平等の観点から許容される（最高裁昭和 60 年大法廷判決参照¹³⁸⁾）。もっとも、その内容をみると、1 年の

135) 田名後・前掲注 24) 88 頁。

136) 田名後・前掲注 24) 89 頁。

137) 田名後・前掲注 24) 89 頁。

合計所得金額が2350万円を超えた場合に標準額満額の控除を受けられなくなることで、段階ごとに異なる控除額になること（3段階の逡減部分。I.1参照）、2500万円を超える場合は基礎控除が消失すること（消失部分）について、それぞれの段階と各額の設定に、どのような根拠があるのかが不明瞭である。

また、最低生活費非課税の原則との関係からは、生存権（憲法25条1項）侵害ではないかという点も、問題になる。生存権は「すべて」の「国民」に保障されるものである。また、所得税が課税をしてはならない最低生活費は、当該納税者の当該年分の所得の多寡にかかわらず生じる。そうであれば、だれにでも等しくかかる生活費は、当該年分の所得にかかわらず控除されるべきことのようにも思われる。

これらの問題は、立法改正の経緯からみると、所得制限を導入した平成30年改正の妥当性といえる（論点②）。その後の改正である令和7年改正は、標準額の引き上げをするのみで、平成30年改正で導入された逡減消失部分を基本的に維持したからである（ただし、あらたな標準額との関係では、逡減開始額が2400万円超から2350万円超に変更されている）。ただし、上乗せ特例を創設した令和7年改正の妥当性は、別に問題になる。

3 論点③

基礎控除の標準額をいくりにすることが適正なのか（論点①）を考えるためには、基礎控除が対象とする最低生活費の概念を明確にすることも、必要になるであろう。

この点は、税制改正として、直接の検討事項になる問題ではないかもしれない。しかし、前提として明確にしておくことが求められる。最低生活費の概念が不明瞭であれば、基礎控除の標準額をいくりにすることが適切であるかの判断も困難になるからである。

138) 最大判昭和60年3月27日・前掲注67)参照。

これは憲法 25 条の解釈というよりも¹³⁹⁾、最低生活費として控除すべき所得税法における基礎控除額の対象の問題といえる。

具体的には、令和時代に即応した最低生活費の概念の再考になる(論点③)。その内容を考えるにあたっては、健康生活費と文化生活費の概念を同様に考えるのか、別異に考えるのかの議論はあり得るが、いずれにしても両概念を明確にすることになる。

4 論点④

失われた 30 年といわれ、慢性デフレによる物価上昇のない時代が続いた日本では¹⁴⁰⁾、物価変動に対応した調整規定を置かないまま現在に至っている。国民民主党の主張があるまで、コロナ下以降のインフレ状況が始まってからも、基礎控除の改正について議論が始まることはなかった。

しかし、本質的に、所得税額の計算は、制定当時の物価を前提にした金額で定められていることから、物価変動に対してあらかじめ調整規定を設けておくべきではないかという考えもあり得る¹⁴¹⁾。これは、物価調整規定の要否の問題である(論点④)。

ただし、本稿では、基礎控除の議論のみに焦点を絞る。超過累進税率を

139) 憲法 25 条 1 項は、「国民が誰でも、人間的な生活を送ることができることを権利として宣言したもの」と解されている(芦部信喜＝高橋和之(補訂)『憲法〔第 8 版〕』[岩波書店、2023 年] 291 頁)。

140) 渡辺努『物価を考えるーデフレの謎、インフレの謎』(日本経済新聞出版、2024 年) 21-23 頁参照。同書は、1995 年(平成 7 年)あたりから、日本の物価と賃金は上昇をやめ、毎年据え置かれるようになったことを指摘し、このように物価と賃金が据え置かれる現象が「慢性デフレ」と呼ばれていると述べる。

141) 所得税の規定に不可避免的に生じ得る物価調整の問題を、法の対策規定の制定も含めて指摘したものとして、石村耕治「タックスインデクセーション導入のすすめーいわゆる『物価スライド税制』の米日比較ー」租税理論研究叢書 33 号(2023 年) 1 頁、神山弘行「物価変動と租税に関する一考察ーインフレ・インデックスの観点からー」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007 年) 296 頁、北野弘久＝黒川功(補訂)『税法学原論〔第 8 版〕』(勁草書房、2020 年) 138-140 頁参照。

定めた税率表はもちろん、給与所得控除額などの控除金額を定めた規定などについても、物価調整規定の要否は問題になり得るが¹⁴²⁾、本稿では検討の対象にしない。

以下では、これらの論点について、順に具体的な検討を行う。

V 検討

1 基礎控除の標準額の適正化——令和7年改正の妥当性（論点①）

(1) 2つの考え方

基礎控除の標準額の適正化については、2つの考え方があり得る。1つは、物価の上昇に応じた控除額の修正が、常に求められるとする見解（常時修正必要説）である。もう1つは、基礎控除の標準額を引き上げると恒久減税になるため、対応できる財源の確保があって初めて可能になるとする見解（財源対応必要説）である。

常時修正必要説は、そもそも、基礎控除は、憲法25条1項の定める生存権保障の税制上のあらわれであることを前提にするものと考えられる。つまり、基礎控除は、憲法上の要請であり、最低生活費非課税の原則は遵守されるべきであると考ええる。したがって、物価高による生活費の高騰に対して、不断の対応が税制改正において求められることになる。

これに対して、財源対応必要説は、そもそも、基礎控除は、国民に対して所得税法上、法が定める範囲内で一定額の経済的な支援をするものに過ぎないというとらえ方を、前提にするものと考えられる。つまり、基礎控除は、憲法上の要請というわけではなく、物価高が生じたとしても、恒久減税の結果をもたらす法改正は、財源の確保なくして行うことはできないと考える。

142) 神山・前掲注141) 299頁参照。

(2) 財源と応能負担原則

令和 7 年改正で創設された基礎控除の上乗せ特例をみると、改正法の附則 82 条に、「政府は、令和 7 年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」と定められ、この特例措置について、「本修正による減収見込額は、令和 7 年度約 6210 億円である。」と明記されている。

このようにみると、財源対応必要説は、国の財政のあり方、つまり現実の予算措置を講ずる際に避けて通れない財源を前提にする、自然な見解のようにも見える¹⁴³⁾。現に、所得税の基礎控除が、「配偶者控除の額及び扶養控除の額と合わせて最低生活費の保障の意味で定められている」としながらも、「その額はその時代の国民全体の担税力及び財政需要の強弱によつて左右される場合が多い」という指摘もある¹⁴⁴⁾。また、税法規定が争われたものではないが、生存権を実現する規定について、最高裁昭和 57 年大法廷判決では、「現実の立法として具体化するに当たつては、国の財政事情を無視することができ」ないと判示されている¹⁴⁵⁾。

ただし、この見解は、財源の確保との関係から、物価高に応じた基礎控除の標準額の引き上げを行わない場合（あるいは行っても、その引き上げの額を抑制する場合）、物価高によって従前と比べて増えた生活費の上昇額を、国民の負担に転嫁することを前提にしていることになる。つまり、物価高による生活費の上昇は、国民自身が甘受すべきであり、国は関知しないという考え方が、暗黙の前提にされている。しかし、物価高による生活費負担が上昇した局面で、基礎控除の標準額を引き上げる改正を行わないことは、「隠れた増税」を行っているのと同じ効果をもたらす¹⁴⁶⁾。それに

143) 谷口・前掲注 83) 619 頁は、「現在の極めて厳しい財政事情の下では、その引上げによる減収を賄う財源を確保することが不可欠である」と指摘する。

144) 武田・前掲注 79) 4966 頁。

145) 最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁。

146) インフレ下では、ブラケット・クリープ等の問題が生じることを指摘するも

もかわらず、これを容認しても問題がないとする考え方は、憲法 25 条 1 項が保障する生存権保障を軽視するものといわざるを得ない。

そもそも、所得税は、税負担の能力に応じた課税を許容するものであり、応能負担原則を前提にする¹⁴⁷⁾。応能負担原則とは、「国民個人の税の負担が、それぞれのその税を負担することができる経験的な経済的能力、つまり、それぞれの国民個人の『担税能力』に即応をしているものでなければならぬ」ことを指す¹⁴⁸⁾。最低生活費の支出には、担税力が見出しにくいこともあわせ考えると、物価高による生活費負担の上昇局面で、これに適応した基礎控除の標準額の引き上げを行わなくてもよいことを前提にする財源対応必要説は、応能負担原則との関係でも問題がある。

(3) 社会保障給付との違い

最高裁昭和 57 年大法院判決は、生存権規定を実現するための社会保障給付の立法について、国会に裁量を認めたものである。しかし、所得税法が定める基礎控除の標準額は、社会保障給付の規定ではなく、国民が 1 年で得た所得から国に納税義務を負うことになる所得税額を計算する際の控除額である。したがって、財源がなければ国も給付のしようがない社会保障給付の問題とは異なる。

社会権（積極的権利）を保障した生存権にも、自由権（消極的権利）の側面があるが、最低生活費に課税を行うことは、この側面を侵害することになる¹⁴⁹⁾。この点については、「理論的には税法の課税最低限額が憲法の意

のとして、石村・前掲注 141) 2-4 頁、神山・前掲注 141) 296 頁、北野＝黒川・前掲注 141) 138 頁、石弘光『現代税制改革史—終戦からバブル崩壊まで』（東洋経済新報社、2008 年）486 頁、高木勝一『日本所得税発達史—所得税改革の発展と歴史 創設期から現在まで—』（ぎょうせい、2007 年）206 頁、96 頁、林栄夫『戦後日本の租税構造〔再版〕』（有斐閣、1968 年）86-87 頁等参照。

147) 北野＝黒川・前掲注 141) 115 頁参照。

148) 新井・前掲注 63) 121 頁。

149) 阿部泰隆「個人所得税課税最低限制度のあり方」同『租税法への提言・挑戦』（信山社、2023 年）513 頁〔初出、1987 年〕参照。

図する最低生活費額を 1 円でも侵す場合には、当該税法の関係規定は憲法 25 条の自由権機能違反のゆえに違憲無効となろう」とする指摘や¹⁵⁰⁾、生存権は「働いて健康で文化的な最低限度の生活が可能なる所得を得た場合に、それには課税されない、という権利も保障して」おり、「この権利を具体化したのが、所得税法の基礎控除であり、すべての納税者に保障されている」とする考え方¹⁵¹⁾、「生存権の自由権的側面に着目し、生存権を保障するために必要不可欠な最低生活費は、納税のために処分できないため、担税力がない」く、「当該部分に対しては、応能負担原則、とりわけ主観的純額主義の観点から、課税対象から除外しなければならない」とする見解などが¹⁵²⁾、参考になる。

これに対して、少子高齢化のもと社会保障費が増加の一途をたどる、令和時代の日本の現状をみれば、財源なき減税は困難であるという指摘もあるかもしれない。しかし、物価高が生じる場合、これを引き起こしたインフレにより、税収にも自然増が生じる¹⁵³⁾。したがって、この論点を財源の範囲内のみで論じようとすることには、論理矛盾があると思われる。

2 基礎控除と所得制限——平成 30 年改正の妥当性 (論点②)

(1) 2 つの考え方

所得制限を導入した平成 30 年改正の妥当性については、2 つの考え方があり得る。

1 つは、所得再分配の観点から、所得制限を行うべきとする見解 (所得制

150) 北野＝黒川・前掲注 141) 127 頁。

151) 三木義一『日本の税金〔第 3 版〕』(岩波新書、2018 年) 36 頁。

152) 奥谷健「基礎控除のあり方再考」税研 40 卷 2 号 (2024 年) 22 頁。

153) 実際にも、近年の税収は大幅に増え続け、過去最高値を更新し続けている。令和時代でみると、令和元年度 58.4 兆円 (決算額)、令和 2 年度 60.8 兆円 (決算額)、令和 3 年度 67.0 兆円 (決算額)、令和 4 年度 71.1 兆円 (決算額)、令和 5 年度 72.1 兆円 (決算額)、令和 6 年度 75.2 兆円 (決算額〔概数〕)、令和 7 年 77.8 兆円 (予算額) となっており、毎年度上昇し続け、過去最高額を更新し続けている (財務省 HP「一般会計税収の推移」参照)。

限必要説）である。もう 1 つは、最低生活費はだれにでも生じる負担であるから、所得制限を行うべきでないとする見解（所得制限不要説）である。

（2）憲法 25 条の問題

平成 30 年改正によって導入された基礎控除の所得制限は、所得制限必要説に立つものである。立法担当者の改正をみても、「所得再分配機能の回復」が強調されている¹⁵⁴⁾。

しかし、所得の再分配については、基礎控除などの所得控除を行ったあとの総所得金額等に適用される税率で、比例方式（比例税率）ではなく超過累進方式（超過累進税率）が採用されている（所得税法 89 条 1 項）。

そうすると、生活費に対する課税を抑えることが要請される基礎控除においても、所得の再分配が重ねて考慮されるべき要素になるのか、疑問が生じる。仮に、所得再分配機能の回復を図ろうというのであれば、それは累進税率の改正によるべきとするのが、筋であろう¹⁵⁵⁾。憲法 25 条 1 項が要請する最低生活費非課税の原則は、「すべて」の「国民」に保障されるものであるし、個人が生活を営むためには、所得の多寡にかかわらず、だれにも最低限の生活費の支出が生じるからである。

最低生活費非課税の原則が憲法上の要請であると考えれば、高所得者であることのみを理由に最低生活費に対する控除を認めない所得制限は、憲法 25 条 1 項が保障する生存権の消極的権利の側面を侵害することになる¹⁵⁶⁾。

（3）憲法 14 条の問題

別の観点で考えると、憲法 14 条 1 項は法の下の平等を保障する（平等原則）。その内容は、事実上の差異がある場合、差異に基づき異なる取扱いを

154) 田名後・前掲注 24) 89 頁参照。

155) 関子・前掲注 58) 305 頁も、「高額所得者に負担の増加を求めるのであれば」、所得税法の定める「累進税率を調整すべき」と述べている。

156) 木山・前掲注 47) 98-99 頁参照。

することは、合理性がある限り許容する相対的平等である¹⁵⁷⁾。たとえば、「税」のように「法上取扱いに差異が設けられる事項……と事實的・実質的な差異(たとえば貧富の差……)との関係が、社会通念からみて合理的であるかぎり、その取扱い上の違いは平等違反ではない」といわれる¹⁵⁸⁾。

基礎控除区別規定は、平成 30 年改正で導入された、当該年分の所得の多寡による基礎控除の適用及びその額に差異を設ける区別規定である。こうした区別規定も、区別の内容に合理性があれば、憲法 14 条 1 項には違反しないことになる。しかし、同年改正により導入された基礎控除区別規定は、当該年分の所得の多寡のみで判断される。このような区別基準を採用した理由については、立法担当者の説明をみても記述がない。

たしかに、所得税は暦年課税である(国税通則法 15 条 2 項 1 号参照)。だからといって基礎控除の区別を許容できる合理的基準として、当該年分の所得のみとしてよい理由にはならないであろう。

基礎控除区別規定が許容されるためには、次のような区別の指標が検討されるべきである。第 1 に、たまたま得た所得によって当該年分の所得のみが高額になった者でないか(それ以前は高所得者でなかった者でないか)を考慮するために¹⁵⁹⁾、過去数年分の所得を基準とする方法があり得る。第 2 に、高騰する住居費にあてざるを得ない者が平均以上に所得を得たとしても、これを高所得者と扱い基礎控除をはく奪するのは本末転倒である。そこで、所得以外の資産の保有状況(借入残額のない持ち家の有無)を考慮する方法もあり得る¹⁶⁰⁾。第 3 に、扶養及び教育に生活支出がかさむ子育て世帯を高所得者と扱い基礎控除をはく奪することは、同じ所得の者で子育てのない者との間で許容できない差別となるから、子育て世帯であるかの考慮をする方法もあり得る¹⁶¹⁾。

157) 最大判昭和 60 年 3 月 27 日・前掲注 67)、芦部＝高橋・前掲注 139) 137 頁等参照。

158) 芦部＝高橋・前掲注 139) 137 頁参照。

159) 木山・前掲注 47) 178 頁参照。

160) 木山・前掲注 47) 181 頁参照。

このような事情を考慮することなく、暦年課税の所得税法において、当該年分の所得の額のみで高所得者か低所得者かの区別を行う基礎控除区別規定は、相対的平等の観点から許容されるべき合理性がないと思われる。

また、基礎控除区別規定が合理的な区別として許容されるためには、基礎控除の標準額（満額）の適用が認められなくなる通減額及び消失額にも、その合理性を示す具体的な理由がなければならない。しかし、立法担当者の説明をみても、これらの額について、何を論拠にしたのかについての記述はない。

（4）簡素の要請

平成 30 年改正以降、当該年分の暦年が終了しないと、その年分に基礎控除が適用されるのか、いくら額が控除されるのかについて、当該納税者において判断できない仕組みとなっている。たとえば、前年分の所得を基準にするのであれば、その年分の基礎控除の適用の有無及び額について、納税者は自身でその年分の基礎控除額がいくらあるかを理解をした上で、生活費の工面をすることが可能になる。しかし、現行法では当該年分の所得の額が基準にされている。そこで、納税者自身も自己の基礎控除額の有無及び額を予測することができない問題が生じている。

この点については、給与所得者においては年末調整の際に、勤務先からの照会に応じて収入見込み額などを回答する必要も生じている（配偶者控除についても、平成 29 年改正以降同様の回答の必要が生じているが、書類としては同じもので行われている¹⁶¹⁾）。給与所得者が、年末調整で基礎控除等の適用を受けるために、勤務先に申告書を提出することが義務づけられたからである（所得税法 195 条の 3 等。給与所得者の基礎控除申告書）。

161) 木山・前掲注 47) 17 頁参照。

162) 国税庁 HP「令和 6 年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書」参照（令和 6 年分は、1 年限りの定額減税もあったために、さらに複雑であった）。

しかし、これらの照会と回答を毎年の年末に事業者と給与所得者にさせる事務負担は膨大で、事業者が本来注力すべき事務遂行に余計な業務を追加させている。平成 30 年改正による通減消失方式の各額や、令和 7 年改正による上乗せ特例など、極めて複雑な仕組みになったからである。所得のあるすべての個人が、毎暦年ごとにこうした判定を求められる複雑さは、税制の基本原則である簡素の要請(税制改革法 3 条参照)を、大きく後退させている。

もちろん、所得区分のように、きめ細かく所得金額の計算方法を定めることが、担税力に応じた公平な課税に資する場合もある。しかし、基礎控除区別規定は、上記のとおり、どのような観点から公平といえるのかの論証もされていない。3 段階の通減部分及び消失部分の各額を、このように定めることが、なぜ公平になるのかも定かでない。所得再分配機能の回復という立法目的だけで、このような区別規定を正当化することは困難であろう。

そうすると、平成 30 年改正及び令和 7 年改正は、税制の簡素の要請にも反することになる。この点は、改正前から、通減消失方式は、「税額の計算が複雑となり、それだけ納税者に余計な負担をかけて税制簡素化の要請に反する」と指摘されていた¹⁶³⁾。この見解が、現行法にまさに妥当する¹⁶⁴⁾。

(5) 税額軽減効果と令和時代の現状

所得控除は、低所得者に比べて高所得者に税額軽減効果が高いと批判される。しかし、所得税法が超過累進税率を採用している以上、当然のことである。この点については、所得控除が高所得者に有利にみえるのは、「累進税率の反射であるにすぎず」、「所得から控除する部分のみに着目して、

163) 金子・前掲注 15) 559 頁。

164) 藤谷武史「人的控除のあり方—所得税制および財政制度との関係において」税研 30 巻 3 号 (2014 年) 57-58 頁は、概算控除である人的控除は「粗い……仕組み」で、その「最大の機能は、制度の簡素化による執行コストの節約にある」と述べる。

高所得者と低所得者とを比較するのは、比較の対象が偏頗であ」るとの指摘がされている¹⁶⁵⁾。応能負担原則のもと、当該年分に高い所得を得た者には、高い限界税率が適用される。それにもかかわらず、生活費控除としての人的控除においてまで所得再分配を図ろうとすることには、無理がある。「低所得者に対しては最低生活費に対する所得控除を認めるが、高額所得者について最低生活費に対する所得控除を認めないというのは、課税標準の持つ……公平の判断尺度としての機能を著しく阻害し、……租税公平主義が貫徹されない結果を招来する」という指摘がある¹⁶⁶⁾。この指摘は、所得税の課税標準には、「納税者の担税力を表す尺度たる機能」があること、これに対して税率は、「納税者の有する担税力のうちどれだけを国家に租税として給付してもらうかを決定する指標」であることを¹⁶⁷⁾、明確に区別すべきことを分析するものと思われる。

居住用賃貸不動産の家賃や居住用マンションなどの不動産価格も高騰し続けるのが、令和時代の都市部である（特に、中古マンションの販売価格の高騰は異常である）。このような環境のもとでは、子育てを行う世帯を構成する個人は、そうでない個人に比べ、高額な所得を得なければ、同程度の生活を送ることができない。この構造は、物価高騰及び資産インフレの令和時代に、顕著にあらわれている。基礎控除区別規定は、これらの観点を踏まえた速やかな是正がされるべきである。

3 最低生活費の概念の再考——健康生活費と文化生活費（論点③）

(1) 3つの考え方

最低生活費として控除すべき所得税法における基礎控除額の対象については、3つの考え方があり得る。第1に、最低生活費はあくまで最低限度の生活を営むための費用として構成すべきとする見解（純粹最低生活費説）

165) 田中・前掲注39) 342-343頁。

166) 吉村典久「所得控除の意義について」税研23巻3号（2007年）19頁。

167) 吉村・前掲注166) 19頁。

である。第 2 に、健康生活費及び文化生活費も加味すべきとする見解（健康文化生活費加味説）である。第 3 に、時代に応じた最低生活費を再考すべきとする見解（時代適合生活費説）である。

前提として、いずれの見解によっても、具体的な基礎控除の標準額をいくらにすることが適切であるのかについては、時代に応じた検討と国会審議を経た法改正によることになる。このような最低生活費の概念の内容を再考する意味は、基礎控除の標準額を所得税法で規定するにあたり、考慮すべき最低生活費の範囲をモデル化することにある。

(2) 純粋最低生活費説

純粋最低生活費説は、3 つの見解のなかで、最低生活費の範囲を最も厳しく考えるものになる。文字通り、人が生命を失うことなく暮らすに当たり、つまり、最低レベルの生活を営むに必要な費用のみを最低生活費と考える。そのため実際には、現実通常必要な生活費の額に到達していないとの批判がされ得る。

純粋最低生活費説では、理論的には、文字通り生存権保障のために定められた生活保護法に基づき 1 年に支払われる給付額の近似値が¹⁶⁸⁾、基礎控除の標準額になると思われる。

(3) 健康文化生活費加味説

これに対して、健康文化生活費加味説によれば、以上の純粋最低生活費に加え、日本で健康な生活を送るために必要な費用や、日本で文化的な生

168) 生活保護法 3 条には「最低生活」の定義として、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」という規定がある。また、同法 4 条 1 項で、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とも定められており、各種保護は、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」等に対して行われる（同法 12 条 -18 条）。

活を営む費用も加味して、基礎控除の標準額を考えることが必要になる。

憲法 25 条 1 項が、単に「最低限度の生活」と規定するのではなく、「健康で文化的な」ことを前提にしていることが根拠となる。このように考える場合、医療費控除（所得税法 73 条）という別の所得控除が、健康生活費の控除を担う側面もある。また、そもそも、国民皆保険制度のもと医療費の 3 割負担が原則とされていることなども、憲法 25 条の反映といえる。

一方で、医療費控除の対象にならない健康生活費がかかるとなれば、これも基礎控除の標準額で考慮されるべきという見解になり得る。また、「文化的な……生活」を営むためには、自ずと支出が必要になる住居費、宿泊費、娯楽費なども一定程度の考慮はされるべきとの見解につながる（文化生活費）。欧米の先進諸国における平均的市民の具体的な生活を念頭に、「自由諸国における『1 等国』にふさわしい」もので、「扶養家族の将来の、生活保障のための、それなりの貯蓄支出分をも考慮して計算されるべき」との見解は¹⁶⁹⁾、内容としては、健康文化生活費加味説に位置づけられると思われる。

(4) 時代適合生活費説

時代適合生活費説は、時代の変化に応じて、かつては支出の生じなかった（あるいは、健康生活費、文化生活費としての支出が通常は不要であった）ものであっても、その時代においては、生活費としての支出が一般に求められるようになった場合には、これらも加味した基礎控除の標準額を定めるべきという見解である。

この見解は、税法規定が問題になった事例ではないが、最高裁昭和 57 年大法廷判決で、「健康で文化的な最低限度の生活」を、「きわめて抽象的・相対的な概念」としながらも、「その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関

169) 北野＝黒川・前掲注 141) 125 頁参照。同書は、時代に応じて異なることも指摘するので（同頁参照）、時代適合生活費説にも位置づけられる。

関係において判断決定されるべきものである」と判示されていることに¹⁷⁰⁾、整合する。

令和時代で考えると、健康生活にも文化生活にも、パソコン、タブレット、スマホなどの通信機器の取得と維持にかかる費用や通信費の支出が、一般に不可欠となった（公的申請等でもインターネットと連動するものが増えているし、マイナンバーカードもスマホ等の使用が必要になる）。また、感染症対策としてのマスクやアルコール消毒などの費用についても、健康生活に一般に必要なものになったといえる。特に、2020 年（令和 2 年）年 3 月ころから 2023 年（令和 5 年）5 月の 5 類引き下げまでのコロナ下において、国民はマスクの装着が事実上義務づけられていた。いまでも医療機関の利用においては、事実上マスクの着用が義務づけられている。これらの費用負担は、平成時代以前には通常求められる支出ではなかった。そうすると、時代適合生活費説によれば、基礎控除の標準額は、物価上昇にかかわらず、引き上げが必要になっていたことになる。

(5) 小括

憲法 25 条 1 項の規定振りからすれば、最低生活費非課税の原則として求められる基礎控除の標準額は、純粹最低生活費のみを考慮して定められるべきではなく、時代に応じた健康生活費と文化生活費を加味した上で、適切な額を国会で決めるべきことになる。

4 物価調整規定の要否（論点④）

(1) 2 つの考え方

物価調整規定の要否については、2 つの考え方があり得る。

1 つは、物価上昇局面における調整が不可避になる所得税の基礎控除には、物価調整規定をあらかじめ設けておくべきであるとする見解（物価調

170) 最大判昭和 57 年 7 月 7 日・前掲注 145)。

整規定必要性）である。もう1つは、そのような調整が必要になると考えたときに税制改正を行えばよく、あえて物価調整規定を設ける必要まではないとする見解（物価調整規定不要説）である。

（2）物価調整規定必要説

物価調整規定必要説は、所得税法の規定として、物価の上昇に応じた基礎控除額が自動的に計算される定めを設けることを想定するものと考えられる。これは、民法の法定利率の規定が、従前は年5分と定めるのみであったところ、平成29年改正で変動制に移行した点と類似する規定を求めるものと想定される（民法404条3項－5項参照¹⁷¹⁾）。税法でも、市中金利の実勢を踏まえ、延滞税や還付加算金の計算について特例基準割合が導入されている（租税特別措置法94条、95条¹⁷²⁾）。そうすると、所得税の基礎控除においても、最終的な指標を法令上明確にする対応は可能であるかもしれない（消費者物価指数〔CPI〕やGDPデフレーターが増加率など、一般に使用されている数値化された指標を活用する方法が想定される）。

もっとも、「最低生活費の意味内容は多義的であり、その算定方式も種々ありうる」という問題を前提にすると¹⁷³⁾、現行法の基礎控除の標準額の妥当性が、まずは検証されること、その観点から妥当といえる標準額が定められていることが、前提として不可欠になるであろう。

一方で、物価調整規定必要説によると、毎年の基礎控除の額が税法改正なくして、変動されることになるため、控除される基礎控除の具体的な額

171) 「法定利率は、年3パーセントとする」とあるが（民法404条2項）、こ「の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動する」とされ（同条3項）、「各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（……『直近変動期』という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（略）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする」と定められている（同条4項）。

172) 財務省 HP「延滞税・利子税・還付加算金について」参照。

173) 田中・前掲注39) 331 頁。

に対する納税者の予測可能性が図りにくくなる。そして、控除される基礎控除の額が毎年変動してしまうなど、不安定になるおそれもある。

(3) 物価調整規定不要説

失われた 30 年により経済成長がなかった日本では、令和 7 年改正まで、基礎控除の標準額が物価上昇により引き上げられることはなかった。基礎控除の標準額は、物価上昇が始まったことに対応し、令和 7 年改正で 58 万円に引き上げられ、特例での上乗せも創設された。

一方で、沿革でみたように、経済成長が持続的に続いていた昭和時代には、毎年のように基礎控除の改正がされ、その額が引き上げられていた(Ⅲ. 2 参照)。

このような税制改正の歴史をみると、特に物価調整規定がなくとも、その都度、必要に応じて税制改正を行えば足りるようにも思われる。つまり、さまざまな状況を勘案し、令和 7 年改正のような時限立法による上乗せ特例なども含めたきめ細かな対応が可能になる物価調整規定不要説の方が、柔軟な対応が可能なのにもみえる。

もっとも、物価調整規定不要説は、物価上昇に応じて税制改正が適切になされることが前提になる。そうすると、物価上昇が起きても立法が動かない場合も想定し、何らかのかたちで物価上昇が生じた場合に基礎控除の標準額を引き上げる措置を立法府自身に求める規定(物価調整指針規定)を設けておくことには、意義があるであろう。

(4) 令和 7 年改正法の附則

令和 7 年改正では、改正法の附則に、「所得税の抜本的な改革に係る措置」という見出しのもと、「政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずる」という規定(同法附則 81 条 1 項)

と、「前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討する〔下線は筆者〕」という規定（同条２項）が定められた。

附則ではあるが、「基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題」があること、その対応として、「物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性」が確認されたことは、極めて重要といえる。

ただし、物価調整の一般的な方針が掲げられる一方で、「検討」される「具体的な方策」は明確ではない。

（５）小括

そうすると、基礎控除の標準額については、物価上昇の状況を注視し、その引き上げを常に検討すべきことを内容とする物価調整指針規定を、所得税法の本法の規定に定めることも検討されるべきであろう。

おわりに

基礎控除については、日本国内の経済成長が止まっていた「失われた 30 年」のもと、具体的な見直しの機運が高まらなかった。所得制限が導入された平成 30 年改正に疑問を示すものはあったものの、令和時代において、税制改正で検討されるべき基礎控除の問題を、具体的に示す研究は活発でなかったように思われる。本稿は、令和時代に顕在化してきたいくつかの問題について、考え得る見解を示しながらあるべき所得税制を論じた。

本稿で取り上げることのできなかった基礎控除の課題としては、近年急騰し続ける都心部での住宅費の高騰もある。最低生活費には当然ながら住居費用も含まれるところ、新築に限らず中古マンションの市場価格も、驚

くほど上昇している。高齢資産家や物価も賃金も日本と異なる環境で所得を得る外国人などの投資家でなければ、中古も含めた都心部のマンション購入は困難になったといわれる現状がある。

この問題に対して国が行うべき対策は、税制制改正に限られない。しかし、その年分の所得で適用を制限する基礎控除区別規定の存在は、不動産価格の高騰が続けば、国民の住宅購入の足かせにもなる。また、円安も進み諸外国と比べて相対的に低賃金国になった現在の日本が、インバウンドの観光客を大量に受け入れることで、国内のホテル宿泊費も異様な高騰が続いている。こうした事象は、令和 7 年改正の基礎控除額の引き上げでは、何も考慮されていないが、文化生活費の観点からは、所得税制も、このまま無関係でいられることはないと思われる。

物価上昇局面において、所得税制の見直しが検討されるべきものには、給与所得控除額や累進税率などもある。所得制限のある人的控除には、基礎控除以外に配偶者控除もあるし、最低生活費非課税の原則との関係で考えると、年少扶養控除を廃止したことなども含めた現行法の扶養控除の妥当性の問題もある。これらの所得税制の立法問題は、今後の研究課題としたい。